

經濟論叢

第116卷 第3・4号

経営管理の機能構造……………	降 旗 武 彦	1
組織の経済学と目標関数……………	山 田 保	27
アイルランドにおける農民層分解と 地主的土地清掃……………	本 多 三 郎	45
標本調査法の諸問題……………	木 下 滋	69
18世紀イギリスにおける地主の 所領経営と農業資本主義……………	酒 井 重 喜	91

大正初期河上肇寄贈図書目録

昭和50年9・10月

京 都 大 学 経 済 学 会

18世紀イギリスにおける地主の 所領経営と農業資本主義

酒井重喜

はじめに

16世紀よりはじまり、19世紀の「3分割制」の確立までにいたるイギリス農業の発展が、17世紀の市民革命において確立した、地主貴族の支配・大土地所有制の支配とどのようにかかわっていたのか。本稿では、18世紀にかぎって、まず、地主貴族支配の重要な基礎である大土地所有のあり方について、次に、その大土地所有の側からの農業における資本主義的経営の発展に対する作用について考察する。

この考察を行なうことは、「地主貴族の圧倒的支配」と「古典的資本主義の発展」という両側面の「不可解な」共存という近代イギリス史全体の歴史的特質¹⁾の解明に対して一つの手がかりを与えることにもなると考える。また、この両側面は、とりわけ18世紀において、政治的支配における「ウィッグの優越」Whig Supremacyと農業革命をその重要な一環とする産業革命の進展によって歴史的に形づくられていくものであり、この意味からも、ここで18世紀をとりあげる意義があると思われる。

I 土地所有の動態

18世紀のイギリスの土地所有者の概要を知るために、ミンゲイ G. E. Mingay

1) 「イギリスのブルジョアジーは、一度も完全な支配権を行使したことがなかった。1832年の勝利のあとでさえ、土地貴族が政府のあらゆる要職をほとんど独占的に握ったままであった。富裕な中産階級がこういうことにあまんじている温順さは私には長く不可解であった。」 エンゲルス「空想より科学へ」国民文庫版、46ページ。

表 (1)

	家族数	収入範囲	所有地の全耕作面積中に占める割合	平均面積
1. 大地主	400	£5,000~50,000	20~25%	1万~2万 エーカー
2. ジェントリ				
a) 富裕なジェントリ	700~ 800	£3,000~ 5,000	50~60%	1千~7千 エーカー
b) スクワイア	3,000~ 4,000	£1,000~ 3,000		
c) ジェントルマン	10,000~20,000	£ 300~ 1,000		
3. フリーホルダー				
a) 上層	25,000	£ 150~ 700	15~20%	50エーカー
b) 下層	75,000	£ 30~ 300		

(出所) G. E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, p. 25.

が作成した表をかかげておく。

ハバカク H. J. Habakkuk も同様に、年収 3,000ポンド以上のものを「貴族層」、年収 800ポンド~2,000ポンドのものを「富裕なスクワイア層」、年収 800ポンド以下を「地方ジェントリ」というふうに分類している²⁾。

ミンゲイの表における「1. 大地主」と「2. ジェントリ」のうちの「a) 富裕なジェントリ」と「b) スクワイア層」は、ハバカクの「貴族層」と「富裕なスクワイア層」とほぼ一致しておりここでは、それらをまとめて、簡単に大地主あるいは大土地所有者と呼ぶことにする。そして、その外の「ジェントルマン」「フリーホルダー」「地方ジェントリ」をあわせて中・小地主とする。

ところで、土地所有の変化・土地移動に関して、市民革命の前と後では大きな相違があった、というのは多くの論者の述べるところである。たとえば、トニーは次のように指摘している。「経済の流れは、(市民革命に先行する)一世紀以上の間、大所領を解体させる方向へ向っていたが、いま、向きを変え、別の方向へ向ったように見える。……小地主や農村ジェントリは、今までその上

2) H. J. Habakkuk, "English Landownership, 1680-1740," in *Eco. H. R.*, Vol. X, No. 1, 1940, p. 3, 川北稔訳「十八世紀イギリスにおける農業問題」10-13ページ。

昇が以前の著述家のテーマであったのに、こんどは土地を売りはじめた。大土地は……解体するどころか、より大きく合併され、安定してゆく。ハリントンの政治理念は、かつてそれが仲間としてよび出した勢力によって止めの一撃をうけたわけである。財産が支配するという彼の理論が、財産が支配すべきだというロックの論証によって、おきかえられた……。」(傍点一引用者)³⁾ 市民革命以前の土地移動・「封建的土地所有者の分化」(コスミンスキー)は、賦役に依拠する大所領の解体および貨幣地代に依拠するより生産的な中・小所領の抬頭を基軸として、修道院領の没収や王領地の売却、さらには商人の土地購入によって加速され、いわゆる「ジェントリの勃興」(トニー)「スクワイア階級の勃興」(ハバカク)という表現に集約されるものであった。このような土地移動は当然、市民革命そのものにおいて一層、鋭角的に行なわれたのである。イギリス革命における土地処分について尾崎芳治氏は次のように指摘している。「少くとも総額 1,400 万ポンドにのぼる土地が、議会-独立派政権首導のもとに、国王、教会、王党派地主の手から、主として、シティの商人層、ロンドンと地方のジェントリ(議会派ジェントリ)、軍服をきた小ジェントリ=軍隊士官層の手に渡った。⁴⁾

ところが、市民革命後の土地移動・「地主階級内部の変化」(ハバカク)は、逆に、中・小地主の没落と大地主の一層の発展というものであった。ヨーマン

3) トニー、浜林正夫訳「ジェントリの勃興」129 ページ。また、「ロックの『利子論』は『土地〔保有〕一般』を2類型に区分し、チャイルドが救済しようとするのは『拙劣な経営』(ill husbandry)で没落する守旧的な土地保有者であり、一方では進歩的の経営で着実に繁栄する近代的土地保有者も存在するのだから、その没落は一片の同情にもあたしいないと考える」(関口尚志『経済政策講義2』55ページ)という指摘を参照。なお関口尚志「名譽革命後の金融危機と土地所有」『土地制度史学』5をも参照。

4) 尾崎芳治「イギリス革命の農業・土地問題解決とその歴史的意義」京都市人学経済学会『経済論叢』第87巻第4号、68-69ページ。なお、同論文にある次の表はきわめて明示的である。

王党派地主所領購入者

	購入者数	%
貴族とジェントリ	13	9.42
ロンドン・ブルジョア	70	50.73
債権者と富裕者	10	7.25
士官	19	13.77
官吏	11	7.96
借地人	10	7.25
農民的保有者	5	3.62
計	138	100.00

リーが1750年ころまでに消滅したというマルクスの有名な指摘があるが、A. H. ジョンソンも「小土地所有者 **small owner** にとって最もゆゆしき時代は17世紀末から18世紀前半であった」⁵⁾ としている。同様の指摘は、H. L. グレイや、ミンゲイも行なっている⁶⁾。教会領や王領地を含む大所領の所有者から、商人が混入した中・小所領の所有者へという革命前の土地移動が内乱へとなだれこむような「社会の全体系に亀裂を生じさせる」ものであったのに対し、「由緒ある家系」「安定した保守的な社会層」とよばれる大地主の手中への革命後の土地移動は「18世紀イギリス社会生活のあの安定」をもたらすものであった⁷⁾。

では、革命後すなわち18世紀において、どうして、大土地所有が安定した力をもちえ、しかも中・小の土地所有の没落・売却とはうらはらに一層の土地集積を行ないえたのかについて、その政治的・社会的・経済的な諸要因を見ていきたい。

1) 大土地所有の安定

まず考えうるのは、18世紀にうちたてられた政治的安定であろう。16・7世紀においては一般に行なわれていた国王の愛顧による土地授与や、政治的動乱

5) A. H. Johnson, *The Disappearance of the Small Landowner*, 1909, p. 136.

6) 「ヨーマン・ファーマーの顕著な衰退は、16世紀と1760年の間に起ったのであり、それ以降ではない。」H. L. Gray, "Yeoman Farming in Oxfordshire from the Sixteenth Century to the Nineteenth," *Quarterly Journal of Economics*, vol. XXIV, 1910, p. 326. 「small owners と small farmers 一般のきたる衰退は、1760年以前に、おそらく1660年—1750年の間に起ったにちがいない。」G. E. Mingay, *Enclosure and the Small Farmer in the Age of the Industrial Revolution*, 1968, p. 31.

7) H. J. Habakkuk, op. cit., p. 5, 前掲訳書, 17ページ。なお、小土地所有者が17世紀末から18世紀始に衰退したという見解に対しては、F. M. L. Thompson によって批判がなされている。「1683年—1873年の間におこった、小所有者の数および、土地所有者グループとしての相対的重要性における変化は、おそらく1801年以降におこったのであり、結果としては—1815年まで小所有者の成長に有利な状態が続いたので—1815年以降ということになる。」18世紀の初頭に小土地所有者が没落したとしても、それは「経済的圧迫」というよりも「人口学上の圧力」があったからだとしている。しかし、トンブソンの通説批判は、充分につめられているとは思えない。F. M. L. Thompson, "Landownership and economic growth in England in the eighteenth century," in E. L. Jones and S. J. Woolf (ed.), *Agrarian Change and Economic Development*, 1974, pp. 41-60; cf. J. P. Cooper, "The Social Distribution of Land and Men in England, 1436-1700," in *Eco. H. R.*, 2nd ser. vol. XX, No. 3, 1967.

による没収地の分配といったことが起こりえなくなったということである。まさに、17世紀の「市民革命は、土地市場における最後の大事件なのである。」(傍点一引用者)⁸⁾

さらに、商人による土地購入に関して、16・7世紀と18世紀の間には変化が見受けられるということである。もっとも、商人達が、地主となることによって始めて政治的権力及び社会的地位を獲得しえるということには変化はなかった。しかし、商人の土地購入の動機には必ずしもこうした「社会的酒」を得たいということ (prestige-demand) だけではなく、安全・有利な投資対象を求めるということ (security-demand) があったのである。安全・有利な投資対象という点では、18世紀においての方が16・7世紀においてよりも土地のもつ魅力は少なかったであろう。すなわち、16・7世紀の絶対主義的産業・貿易規制は「商人階級を政府から特権をうけた独占業者という少数のグループと一般貿易大衆(下層の商人)とに両極化していった」⁹⁾ のであって後者の商人にとっては、有利な投資口の制限を意味し、その結果いきおい土地投資の方へすすまざるをえない事情があったのではなかろうか。一方、18世紀においては、そのような政策がとかれるとともに、国債をはじめ、東インド会社・南海会社・イングランド銀行等の有価証券が整えられ、商人にとって魅力ある投資口は一段と拡大されたのである。「土地投資と証券保有とが同程度のものとして考え」¹⁰⁾ られ、このことが、18世紀における商人の土地購入を手控えさせる一つの理由となったことは否めないであろう。

商人の投資対象の拡大は、土地市場の低調をもたらしたが、このことは決して地主と商人との間を疎遠にしてしまったのではなかった。負債返却や所領拡大を願っている地主にとって、多額の持参金をもたらす商人の娘との婚姻は、

8) G. E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, 1963, p. 39. (以下 G. E. Mingay, *Landed Society*. と略記する)。

9) C. Hill, *Reformation to Industrial Revolution*, 1967, pp. 55-56. 浜林正夫訳「宗教改革から産業革命へ」86-7ページ。

10) G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 38; F. M. L. Thompson, *op. cit.*, p. 48.

大いに魅力のあるものであった。地主の婚姻にさいしては、婚姻継承的不動産処分・*marriage settlement* がなされ、そのさいに花嫁の持参金および夫に先立たれた場合の寡婦産、さらには子供たち、親類縁者、下男に対する遺産割当などが決定された。土地の直接購入がしだいに困難になるにつれて、土地所有に付属する社会的威信や政治的影響力を得たいと願う商人は、きそって自分の娘の持参金に多額の資金をつぎこんで、地主との縁組を獲得しようとした。このことは、地主にとっては、極めて大きな資金源となりひいては、土地所有そのものの安定性をも保証するものであった。

上記の婚姻継承的不動産処分が行なわれる場合、地主は自分の娘が少ないことによって持参金の負担が軽くなり、また妻が自分より先立つことによって寡婦産からも解放されることになる。出生と死亡は地主にとって大きな意味もっていたのである。サセックスのアッシュバーナム家 *Ashburnhams* などは、婚姻によって成功した典型例である。第3代アッシュバーナム男爵は婚姻によってベドフォードの所領を拡大した。しかし、この夫婦は結婚後5カ月で天然痘で両方とも死去してしまった。その弟のジョンが財産を相続したが、彼は3度結婚して、3度とも妻に先立たれた。その3名の妻はそれぞれ持参金 10,000ポンドをもたらしていた。また、彼は3度も結婚したのに子供は男女1名ずつしか得ることができなかった。男児は父親を相続したが、女兒は結婚する以前に死去してしまった。相続した息子は鉄工業者であり金融業者でもあるサー・アンブラウズ・クロウリ *Sir Ambrose Crowley* の娘エリザベスと結婚した。その際に、花嫁は南海会社証券 14,000ポンドなどを含む多額の持参金をもたらした¹¹⁾。

アッシュバーナム家の例は、はなはだ成功的な場合であり妻が夫より63年も生き続けた第3代リーズ公の場合などは、寡婦産として 190,000ポンドもこの家族に負担を負わせた。しかし、おおむね商人との婚姻によって地主は豊かな資金源をうることができたということは否めないであろう。またかりに、リーズ家のような事態が生じ、地主にとって大きな負債をかかえこむことになろうと

11) G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 76.

も、その負債の圧力に屈して土地売却することを阻止する方策があった。それが、家族継承的不動産処分 *family settlement* である。

ミンゲイは、「家族の社会的地位を保持するための法的武器の有効な使用は、18世紀地主社会の最もきわだった特徴である」¹²⁾ と言っているが、土地所有に収入、社会的地位、政治的影響力の基礎が置かれている社会では、土地所有の放棄に対して、当然強力な法的武器が使用された。家族継承的不動産処分という法的武器は、現実の土地所有者を、土地処分権のない終身借地人 *life tenant* にし、その長男を限嗣借地人 *tenant in tail* にして、必ず現在の土地所有が無傷のままで、長男に相続されることを保証し、さらに、その長男がまだ生まれていない息子に、同様に無傷のまま土地相続を行なうことを保証するために受託者に、不確定残余権 *configent remainder* を与えた。この2点を主要内容とする処分の設定によって少なくとも親・子・孫の3代にかんするかぎり、土地所有の安全は確保されることになり、再設定 *re-settle* がくりかえされることにより永続的な安全確保がはかられた。この処分は、古くから行なわれていたがかなりルースなものであり、とくに不確定残余権の設定は17世紀末になってやっと行なわれるようになった。この厳格化された処分 *strict settlement* はしだいに一般化し、18世紀はじめには、全土の半分がその設定下にあった¹³⁾。

この処分の効果は、明らかに地主を負債による土地売却から解放し、土地所有の安全を一層強固にするものであった。

また、どうしても土地を手ばなさなければならぬという苦境に立った場合は、自分の所領を一時的に受託者にまかせるといういわゆるトラステイシップ *trusteeship* がとられることがあった。この受託者には、友人や親戚のうちで経営手腕にたけたもの、あるいは債権者自身になり経費削減、負債返却、優秀でない借地人の更迭など一般に所領管理の改善にあたった。たとえば、第2代キングストン公の所領は、1726年から1732年までの6カ年の間、受託者にあ

12) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 32; cf. A. H. Johnson, *op. cit.*, ch. I.

13) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 103; A. H. Johnson, *ibid.*, p. 14.

づけられ、その間に負債は整理され、また所領の改善もすすめられ多くの小地片も購入された¹⁴⁾。

土地所有が分散されずに保全されるためには、上記のような諸方策がとられることも重要であるが、単に地主の収入が増大することによって土地売却はさげられ土地所有の安全が保証されるのは当然である。地主の収入の中ではやはり、地代が最も重要であり、ミンゲイが「1790年においては1690年の2倍になった」¹⁵⁾「1760年から1790年のあいだの30年間の所領収入は、先行する70年間のそれよりも2倍(である)」¹⁶⁾と述べているように農業革命の進行にともなって農業からの収入は著しく増大した¹⁷⁾。また農業外の収入では、官職保有からの収入が重要なものであり、「1726年には、貴族の4分の1は政府や宮廷の官職をもっていた。」¹⁸⁾その他種々の年金・閑職給などの収入は、地主にとって少なからぬ重要性をもったものであった。さらに見逃してはならないものに、植民地からの収入があろう。ミンゲイは「内乱は」イギリス国内では「土地所有における革命を結果しなかった」が「イギリス以外のところで、政治的変化が土地に革命的影響をあたえた」と述べている。名誉革命の際に、アイルランドの3分の2の土地がアイルランドの所有者の手からはなれ、以後18世紀における政治的・軍事的功勞に対しては、いつもアイルランドの土地や官職が授与された。アイルランドの土地を得たイギリスの地主は、そのほとんどがアイルランドには不在のままで多額の地代収入を得た。1729年には、一度もアイルランドに足をいれたことのない地主の全地代額が204,000ポンド、年間1カ月から2カ月間だけ滞在した地主のそれが91,800ポンド、あわせて295,800ポンドの地代が、アイルランドからイングランドの地主の手中に取まった。しかもそれに

14) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 67.

15) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 25.

16) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 50.

17) ミンゲイは、囲込そのものによって地代は、おおよそエーカー当り7シリングから15シリング、つまり2倍化したとしている。cf. J. D. Chambers and G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution*, p. 85.

18) G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 71.

対しては無税。それが、1769年には480,100ポンド、1779年には732,000ポンド、1797年には150万ポンドというふうに上昇し、18世紀のあいだに約5倍化したといわれる¹⁹⁾。

砂糖植民地について研究された川北稔氏は「西インドの不在地主制は、本国において華やかな擬似ジェントルマンの社会をつくりあげた」「いいかえれば、ジェントルマン支配体制＝スクワイアラーキの安全弁としての機能が砂糖植民地には、あったのである²⁰⁾」と述べている。重商主義期の植民地獲得の政策の推進主体は、市民革命によって解放された産業資本であり、地主はその政策のたんなる実現媒体であった²¹⁾というふうにししばしば主張されてきたが、植民地領有からくる収入は、なによりもまず本国の地主のふところをあたためたのであって、それによって地主支配の基礎が強化されたというべきではなからうか。もちろんこの過程は、そのように直線的に行なわれたのではなく、C・ヒルが言っているように、「帝国主義的対外政策、インドとの略奪的な貿易、奴隷貿易などは」ひとまず「個々の商人に巨大な富をもたらし」そして「これらの富（が）産業に投資されるかわりに、土地を購入し、商人がジェントリーの身分を獲得するために使われ²²⁾」たり、地主と縁組を結ぶことによって持参金として地主のふところへ流れていくなどの、いわば迂回的な道がとられたのである。しかしとにかく植民地領有・貿易が全面的に新しい産業資本の利害にそって行なわれたと主張することは困難であり、なによりもまず地主のイニシアティブの重要性を見落すことはできないのである。産業資本のイデオログであるアダム・スミスが植民地放棄論者であったことは、ここで銘記すべきである。

以上、18世紀における大土地所有の支配の安定性をささえた諸事情について考察してきたが、では「小スクワイア」「地方ジェントリ」さらには「ヨーマ

19) cf. G. E. Mingay, *ibid.*, pp. 43-47; 19世紀における、イギリス地主制とアイルランドとのかわりについては本多三郎氏の精緻な研究を参照。「19世紀後半アイルランドにおける土地所有関係とイギリス地主制度」京都大学経済学会『経済論叢』第112巻第5号。

20) 川北稔「イギリス工業化と『旧帝国』」『史林』第54巻第6号、114ページ。

21) 関口尚志、前掲『経済政策講座2』32ページ。

22) C. ヒル「イギリスの革命の諸問題」『思想』465、54ページ。

ン」などの中・小の土地所有者はどうであったろうか。

ロ) 中・小の土地所有の没落

中・小の地主にとって、富裕な商人との有利な縁組にも恵まれることが少なかったであろうし、また、厳格な不動産処分も大地主の方がよりひんばんに採用したし、小土地所有者の間では一般に分割相続が行なわれていた²³⁾。

さらに、18世紀初頭の対スペイン・フランスとの重商主義戦争は、官僚組織を複雑化させ、租税収入を増大させた。このことは、官職を排他的に保有していた大地主にとって²⁴⁾、自己の収入を増大させることになった。しかし他方では、戦費調達のため、地代の5分の1にものぼる地租の賦課は、中・小の地主にはとりわけ苦しいものであった²⁵⁾。土地所有者の間に、戦争で「利益を得た人々」と「被害を被った人々」との差異がはっきりとこの期にあらわれたのである。この両者が、政治的には、ホイッグ党とトーリー党へ結集していったのであって、このことについてシュンペーターの指摘は興味深いものである。

「小地主や自作農や借地農からなっている」「トーリー党」は「侵略政策を抑えるブレーキの役割を果し続けた。」「かれらは、平和な生活をするを希望」しており「戦争をホイッグ独特の極悪行為と考えていた。かれらはヨーロッパ政策や海外での係争にたいして全く興味をもたず、ただ当時の税金をほとんど全部負担させられていた関係から、税金問題については無関心ではありえなかった。」「これに反して」「大貴族たちの党であり、ロンドンの事業中心区の党である」「ホイッグ党は、はるかに好戦的であった。」²⁶⁾戦争と地租が、大地主と中・小地主という2つのグループに対して、正反対的作用をもったことはほぼ明らかであろう。

さらに注意したいのは、18世紀前半期の農業「不況」の影響である。後にか

23) cf. G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 90.

24) 松浦高嶺「十八世紀のイギリス」『岩波講座世界歴史17』267ページ参照。飯沼二郎「農業革命論」93-4ページ参照。

25) 地租と穀物輸出奨励策とのかかわりについて、飯沼前掲書、95-6ページ参照。

26) シュンペーター、都留重人訳「帝国主義と社会階級」46-7ページ。なおここではこの関係が1840年までつづくとしている。49ページ。

かげる図〔1〕・〔2〕を見れば分るように、1740年をピークに、穀物価格の下落と地代の滞納の増大がこの期の「不況」をはっきりと示しているのである。この過程においても、ヒルが言っているように、「大地主は、長期の計画をたてて投資するだけの余裕をもって」いたのに「小ジェントリは、……新しい農業に必要な資本を蓄積でき(ず)、同じように、小自由保有農は、大きな資力をもつ借地農と競争できなかった」のである。「1730年以後の不況期の物価と地代の下落のために、かれら(中・小地主)の困難はいっそうはげしくなった」²⁷⁾のに、大地主は、よくこれに耐えることができた。即ち、この期の「不況」もやはり、大地主と中・小地主に対してそれぞれ異なる作用をしたのである。

とにかく、「婚姻」「相続」あるいは18世紀初頭で問題となる「戦争」「地租」、さらに同期の「不況」などの諸点において、ことごとく大地主と中・小地主に対して相反する作用がなされたのである。とりわけ、17世紀末から18世紀初頭にかけては、「地主にとって危機と同様に好機 *hazards as well as openings* をあたえた」²⁸⁾とされる時期であり、この期の「上地所有における顕著な構造的変化」²⁸⁾において、中・小地主の没落と、大地主の成長とが明確な形をとり、18世紀中葉以降の大地主の安定的支配の基礎が固められたのである。

II 農業経営の動態

イ) 農業「不況」と農業経営の分化

図〔1〕〔2〕は、18世紀のキングストン公の所領における穀物価額と地代額および地代滞納額の動向を示したものである。1740年の前後20年間における、穀物価格の低落と地代滞納の増大とが明確に表われている²⁹⁾。

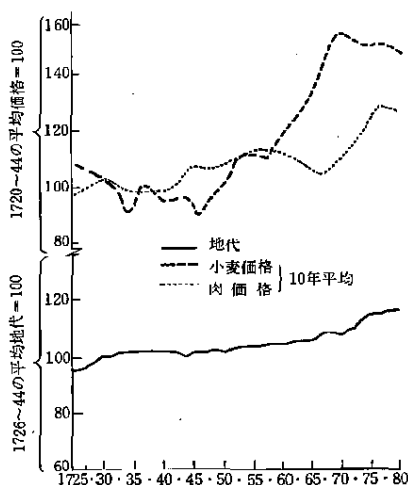
ところで、この期の穀物価格の低落・農業「不況」について、マルクスは重要な指摘をしている。「18世紀の前半のイギリスで」「農業」が「資本のもと

27) C. Hill, *op. cit.*, p. 224, 浜林前掲訳書, 319-20ページ。

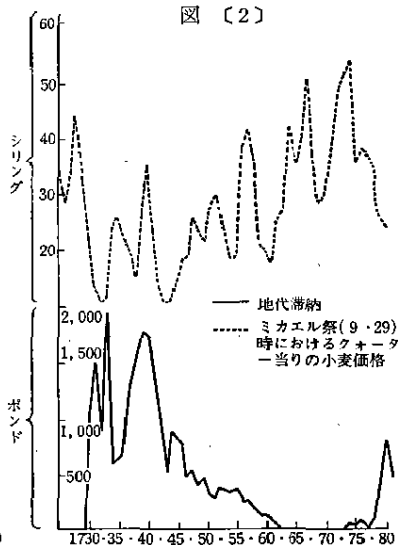
28) G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 40, p. 50.

29) 18世紀における穀物価格の変動についてグレインジャーとエリオットの作成した次の表を参照。ここでも30年代40年代の低価格ははっきり表われている。

図〔1〕

(Kingston 公の所領における地代の動きと
平均価格)

図〔2〕

(Kingston 公の所領における地代滞納の
動き)

(出所) G. E. Mingay, "The Agricultural Depression, 1730-1750," in *Eco. H. R.*, 2nd ser. vol. VIII. No. 3, 1956, pp. 325-6.

〔1723年から1793年までのロンドンにおける小麦価格の変動〕

1723	28.77	1741	25.76	1759	28.73	1777	44.26
1724	30.50	1742	22.54	1760	26.39	1778	37.84
1725	36.71	1743	20.39	1761	31.66	1779	33.58
1726	31.33	1744	22.60	1762	32.33	1780	47.88
1727	40.61	1745	32.60	1763	40.84	1781	44.04
1728	40.22	1746	31.07	1764	45.27	1782	53.03
1729	28.73	1747	28.50	1765	38.37	1783	48.53
1730	24.79	1748	29.81	1766	48.97	1784	42.99
1731	21.40	1749	30.83	1767	52.67	1785	38.57
1732	22.72	1750		1768	38.07	1786	39.00
1733	29.80	1751	34.21	1769	35.11	1787	44.29
1734	30.72	1752	34.83	1770	44.98	1788	52.07
1735	27.69	1753	27.97	1771	49.28	1789	55.32
1736	28.35	1754	24.64	1772	51.34	1790	48.30
1737	26.57	1755	30.14	1773	52.21	1791	39.54
1738	28.74	1756	50.87	1774	52.13	1792	50.84
1739	39.50	1757	39.39	1775	39.33	1793	50.94
1740	41.03	1758	29.73	1776	43.76		

注) ウィンチェスター・クォーター当り単位シリリング

(出所) C. W. Granger and C. M. Elliott, "A Fresh Look at Markets in the Eighteenth Century," in *Eco. H. R.*, 2nd ser. vol. XX, No. 2, 1967, p. 264.

へのたんなる包摂から脱出」し「そしてこの生産様式の発展と必然的に結びついた農業上の改良および生産費の低下」³⁰⁾ がもたらされた。すなわち、穀物価格の下落の原因を、一般の不況現象でのように過剰生産→供給過多にもとめるのではなく、農業上の改良→生産費低下にもとめているのである。マルクスの指摘が正しいとするならば、18世紀前半期の「不況」は、あらゆる経営形態にたいして共通に同一の影響を与えたというのではなくて、一方において着実な農業の資本主義的経営の発展（農業改良→生産費低下→穀物価格下落）があるとともに、他方で、自己経営が支配的あるいは重要な部分を占めており³¹⁾、しかも拙劣な耕作 *ill husbandry* を行なっている中・小地主の下での経営が急速に没落するという相反する2つの事象を含んでいるのではなかろうか。

この期の経営規模の分化については、次のマルクスの指摘もまた重要であろう。「18世紀初頭から中頃にいたるまでイギリスでは……穀物価格のたえざる下落が、地代、総地代、耕作面積、農業的生産および人口の同時的な増大とあいならんで支配的であった。」(傍点—引用者)³²⁾ また、さきのキングストン公の所領の場合を示した図〔1〕〔2〕を見ると、地代滞納は40年代をピークに多額にのぼっているのに、総地代額は微増さえしているのである。つまり、一方で穀価下落、地代滞納が存在しているのに、他方で総地代額、生産、人口の増大があるということである。このことは、その基礎に、やはり拙劣な中・小経営の没落とその対極としての近代的な大経営の成長があったということの意味しているのである。

表〔2〕〔3〕〔4〕を見れば、経営の分化が、かなりはっきりと表われているが、とくに、表〔3〕の示すところは重要である。表〔3〕は、中規模の経営(20~100エーカーの農場)の没落は、1744~64年よりも1724~44年に、一層急激に進行しているということを示しているのである。つまり、景気が好転する

30) マルクス「資本論」河出版4、287ページ。cf. J. D. Chambers, *Nottinghamshire in The Eighteenth Century*, 1966, p. IX.

31) cf. H. J. Habakkuk, *op. cit.*, pp. 3, 14, 前掲訳書, 12, 38, 39ページ参照。

32) マルクス, 前掲書, 178ページ。cf. G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 50.

世紀中葉(図〔1〕〔2〕参照)ではなくて、まさに初頭の「不況」期に、経営の分化=中規模経営の没落が集中的に進行していったのである。

表〔2〕 ノットンガムシャー、キングストンの開放所領における農場規模の動態

	コッツグレイブ		ゲードリング		アークキング		ラックストン	
	エーカー		エーカー		エーカー		エーカー	
	21-100	100-	21-100	100-	21-100	100-	21-100	100-
1690	20	1	13	0	9	3	27	1
1790	10	6	3	6	1	5	14	9

表〔3〕 スタッフォードシャー、バジェット所領における農場規模の動態

	21-100エーカーの農場数	平均面積	100エーカー以上の農場数	平均面積
1724	49	46	16	135
1744	31	54	21	173
1764	24	55	23	189

表〔4〕 スタッフォードシャー、ジフォード所領における農場規模の動態

	21-100エーカーの農場数	100エーカー以上の農場数
1722	37	13
1768	19	21

(出所) G. E. Mingay, "The Size of Farms in the Eighteenth Century," in *Eco. H. R.*, 2nd ser. vol. XIV, 1962, pp. 470, 481-2.

□ 「3分割制」へ

ところで、ここで大経営の成長、中・小の経営の没落についてみたが、このことは、中・小の経営をしかも自己経営として行っていた中・小地主の没落をも意味するものである。従って、さきにみた、大地主の成長と中・小地主の没落という「土地所有の変化」は、農業経営に対しては自己経営の没落をもたらしたのではなからうか。すなわち、「土地購入者(大地主)は、一般にそれを売却した人たち(中・小地主)より借地農をより多く必要とする性格をもっていた」³³⁾とハバカクが指摘しているとおり大地主の成長、中・小地主の没落という

33) H. J. Habakkuk, *op. cit.*, p. 14, 前掲訳書, 39ページ。

「土地所有の変化」が、自己経営の没落＝借地経営の発展という「経営のあり方の変化」をも意味していたのである。

「土地所有の変化」（中・小土地所有→大土地所有）が、同時に「経営のあり方の変化」（自己経営→借地経営）を意味していたのであり、そうした変化が進展したところの18世紀とりわけその前半期こそは、まさにイギリス農業の「3分割制」成立に向っての急転回の時期であると言えるのではなからうか³⁴⁾。

III 農業経営発展に対する土地所有の側からの反作用

大土地所有の成長、大経営の発展、借地経営の広まりという「3分割制」農業の基本的な基礎が着実に準備されつつあるということを確認してきた。では、この過程で、地主の側から（土地所有の側から）近代的な農業経営の発展に対してどのようなかわり方・反作用がなされたのか。農業の資本主義的発展に対して大土地所有の方からいかなる能動的な反作用がなされたのか。

イ) good tenant の選好・導入

「18世紀前半の地主たちにとって、どういう所有が良い所領かということに

34) 注7)で、トンブソンが、小土地所有者の没落は、18世紀初頭ではなく1815年以降であるとしていることにふれたが、彼は、また、小土地所有者の衰退が農業改良の原因であるよりも結果であるとしている。F. M. L. Thompson, *op. cit.*, p. 45; 本格的農業改良＝農業革命が18世紀中葉以降のものであるというのは通説であるが、「イギリスでの農業革命は、18・9世紀ではなくて、16・7世紀に起った」(E. Kerridge, *Agricultural Revolution*, p. 15.)、また「17世紀中葉から18世紀中葉の間に、イギリス農業は、その技術的変革を経験した」(E. L. Jones, "Agricultural and Economic Growth in England, 1660-1760," p. 152; in E. L. Jones ed., *Agriculture and Economic Growth in England 1650-1815*) というふうに、最近では「1760年以前説」が、ケリッジ、ジョーンズなどによってとなえられている。マルクスは、本文で述べたように、18世紀の前半期に農業改良が存在したとする一方で、次のような指摘もしている。「近代的農業は、イギリスでは18世紀中頃いらいのものである一ただし、変化した生産様式の出発点たる基礎としての土地所有関係の変革は、はるかに古いことだが。」「資本論」河出版1、530ページ。従って次の2つの問が、明らかにせねばならない課題としてうきあがってくる。①農業経営の近代化への根本的な変革は1760年以前なのか以後なのか。②小土地所有者の没落は、1760年以前なのか以後なのか。このことは、単に実証的な問題にとどまらず、農法の問題（改良穀草式と合理的4輪作とのかかわり）や土壌の問題（ミッドランドの heavy soil とイーストランドの light soil とのかかわり）をにつめなければならない。(E. L. Jones, *ibid.*, p. 161; Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 62, 80, 81; マルクス「資本論」河出版4, 171ページを参照) さらに農業経営の変革と土地所有の変革とはいかなるかわり方をするのかということの解明が必要となる。

については、まったく明白な概念が抱かれていた。200 エーカーないしそれ以上の土地を保有し、地代をきちんと規則正しく納入し、保有地の手入れをいきとどかせるような富農に借地された所領がそれであった。』³⁵⁾ これはハバカクの指摘であるが、地代を確実に納入することが第一、次に単に地代を納入するだけであって、略奪的な農業を行なって土地の疲弊や農業用建物などの土地資本を破損するようなことをやらないこと、この二つの条件を満たし、200 エーカー以上を保有しうる富裕な借地農業者に土地を貸し出すことが、地主の側からみて最も有利であったのである。

a) 地代の確実な収取 地代を確実に納入しうる富裕な借地農への土地貸し出しがなされたということを地主とその差配人との間で交わされた書簡の中に見ることにする。

「私は、クランスフォード農場のテナントを得るように、あなたにお願いします。それを自己経営 have in hand することは、わずらわしく費用のかかることです。もっとも、たちの悪いテナント bad Tenant に貸すくらいなら1~2年の間、自己経営した方がましでしょうが。(地主 Dudley North から彼の差配人宛)』

「能力と勤勉および農業の全般的知識について将来的な保証のない、新規のテナントに自分の農場を貸すことは承知できません。といいますのも、あの農場はうたがいもなく高価なものであり、それを物ぐさで怠慢な人手に渡したくありません。(1716年地主 Sir Jacob Bouverie から彼のケントの所領の差配人宛)』³⁶⁾

農場が基本的には自己経営でなく借地されていたこと、しかも、それが good tenant に貸し出されていたことを読みとることができる。このことは、次の事例によって一層はっきりと示されているよう。

「私が会って見ました今度の新規のテナントは、私が聞きましたかぎりでは、大変正直で立派な農民としてすぐれた資質をもっており、しかも、彼の申しますところによりますと、あなたの農場を賃借経営³⁷⁾しますのに充分で、しかも、彼自身の努力で

35) H. J. Habakkuk, op. cit., p. 15, 前掲訳書, 40, 41-ページ。

36) G. E. Mingay, "The Size of Farms in the Eighteenth Century," in *Eco. H. R.*, 2nd ser. vol. XIV, 1962, pp. 473-4.

きづきあげた資金を持っておるとのことです。また、(彼は)あなたの所領のすぐ近くでサーバントをやっておりましたので、この地域の実情にも通じております。

(1740年、ハートフォードとサフォークのノースの所領の差配人 Daniel Wayth からその地主宛)』³⁷⁾

「新規のテナントは、農場をやっていく能力がありません。と申しますのも、彼は700ポンドもっていると申しておりますが、それは実際より多く、本当は500ポンド(しか持っておりません)500ポンドでは、農場をやっていくのに不充分なので賃借契約にサインするのは延ばした方がよろしいかと存じます。たしかに、私も地代がたっぷり増えるように農場を貸し出すべきであると存じます。もっとも、十分な資金をもった人物を得ますことがほかならぬ私の任務ではありますが。(1772年、ベッドフォードシャーの地主 William Pym に宛てられた、コールドィカット農場の新規テナントについての差配人の報告)』³⁸⁾

富裕な借地農業者 *good tenant* といったばあいによりもそれは、自分が借地した農場を賃借経営³⁹⁾ やっていくだけの充分な経営資本 *working capital* を所有しているテナントという意味である。18世紀のイギリスにおいて充分な経営資本がどれほどであったかについて、ミンゲイは、充分な資料はないと前置きしたうえで「農耕中心の200エーカーの農場にとって、エーカー当り最低2ポンドが必要であった。当時の一般的な見解では農業者は地代の4倍の資本を必要とするといわれていた」⁴⁰⁾ と述べている。これによれば、*good tenant* は、最低限400ポンド以上の経営資本をもっている農業者であるということになる。(従って、上記コールドィカット農場は、相当大きな農場であるということになる。しかもこの例は1774年つまり18世紀も末葉のものである。)

大土地所有者が充分な経営資本を所有した *good tenant* を自分の農場に導

37) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 473.

38) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 474.

39) ここで、*stock* を賃借経営と訳したのは、借地農は、土地は地主から借りるが、経営資本は自らが負担するということを前提として、その経営資本を提供することをストックの意であると解したからである。*Compact Edition of O. E. D.* における *stock*, 12項は次の如し。to furnish (a farm, estate, etc.) with live or dead stock.

40) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 479.

入していったことを見たが、このことは、逆に *bad tenant* からの土地とりあげを含んでいたのである。

「このテナントは、彼が所有しております経営資本 *Capital to manage* にあまる土地をもっております。従って、彼から一定の土地 *closes* をとりあげて *Watson* の農場にそれを与えました。しかし、それを経営するにたる手段 *means of managing* をもつに至った折には、すぐにでもそれを彼に返すものであることを、しかと御理解願いたいと存じます。(キングストン公のダービーシャーの所領の差配人が、104 エーカーを保有するテナント *Francis Holland* について論評した書簡)⁴¹⁾

地主の側が、土地貸し出しにあたって、農業者を経営資本の多寡によって選択的に陶冶していったのではないか、農民層の分解といわれる現象は、土地所有の側からのこのような作用を媒介として具体的には進行したのではないか。これらのことが、わずかな史料からではあるが推論されえよう。

以上、地主の側からの第1の観点、すなわち地代を確実に納入しうる富裕な農業者への借地ということについて見たが、次に、第2の観点、すなわち、土地および土地資本の保全について触れておきたい。

b) 土地および土地資本の保全 土地および土地資本の保全ということについて、いかに地主の側は自らの土地を貸し出す時に配慮していたかは、借地農との間で交わされた借地契約書を見れば、はっきりとうかがわれるのである。ハバカクは、この借地契約書は、そもそも「主として、農場の手入れなどの問題について、地主と借地農の間の責任分担を明確にし、また借地農が土地をそこなわないように念を押すため(のもの)であり、またそこに「記載された条件は、積極的に有利だと思われる行為を命じるためというよりは、害になる行為を禁ずるためのものであった」⁴²⁾とさえ断言しているのである。

ここで、その借地契約書の一事例⁴³⁾をとりあげて、内容を確かめてみよう。

41) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 478.

42) ハバカク、前掲訳書、55ページ。なお、ミンゲイは、賃貸契約の目的として次の3つをあげている。①保有態様の固定化②テナントの不正行為禁止③地味の保全 cf. G. E. Mingay, *Landed Society*, p. 170.

1. (灰肥をつくるための)野焼きを禁ず。科料, エーカー当り20ポンド
2. 大麻・あぶらな・亜麻・たいせい・あかね等の播種を禁ず。私用以外のジャガイモ・ホップの播種を禁ず。科料エーカー当り10ポンド
3. こけの繁茂のために、やむなき所以外における放牧地の耕地への転化を禁ず。科料, エーカー当り10ポンド
4. 販売用の木材の伐採を禁ず。科料, 当箇の10倍
5. 順ずべき輪作, 休閒地; 穀物(小麦又はライ麦又は大麦); 豆又はえんどう; 大麦又はからす麦。肥料の半分は、牧草地にまかれ、半分は耕地にまかれるべし、また、休閒地にエーカー当り石灰40ブッシェルをまくべし。科料, 地代をこすこと20ポンド
6. すべての干し草およびわらを同敷地内で使用すること。科料, 20ポンド
7. 溝を洗いさらうこと。科料10ポンド
8. 住居の手入れをいきとどかせておくこと。
9. 豚にくびきをかけ、輪をはめること。科料, 一頭当り10シリング
10. ミカエル祭(9月29日)までに冬穀物を播種すべし。
11. 又貸しを禁ず。科料, 20ポンド
12. 柵を手入れしておくこと。
13. うさぎを飼うことを禁ず。
14. 肥料を乾燥および燃やすことを禁ず。
15. もぐらとりには、1ダース当り1シリング支払わる。
16. tenants は、わき道を管理すること。
17. グレイハウンドや鉄砲の使用を禁ず。ワナをかけることを禁ず。
18. レンガ焼がまの使用禁止。レンガ土の採掘禁止。科料, 500ポンド
19. tenant's teams は、穀物および干し草を直営地から家にまではこぶこと。
20. tenant は、納屋を農場のスレートやタイルで維持すること。
21. tenant は、教会、警察、救貧の賦課および、地租以外の諸賦課を支払うこと。
22. 毎年のクリスマスに地主にプレゼントすること。

この借地契約書の多くの条項(1・4・6・7・8・12・16・20項)は、はっきりと土地および土地資本の保全をはかるためのものであるし、全体として、このよ

うな契約書自体があげて土地および土地資本の保全のためのものであったと言
い切ることすら不可能ではないのである。

しかし、この史料には、土地および土地資本の保全とは関わりのないと思わ
れる条項もあるのである。とくに第5項(順ずべき輪作)は、具体的に経営内容
について料料をつけて指示されている点で注目に値するものである。このよう
な条項が実際にどの程度の実効性をもっていただかについては一層つっこんだ実
証が必要であろう。アダム・スミスのこの点についての評価はかなりきびしい
ものである。「一定の耕作方法を用い、一定の輪作をおこなうことを規定する
(という)条件は、総じて地主が自分自身のすぐれた知識についてもっている
うぬぼれ——しかもたいていのばあいきわめて根拠薄弱なうぬぼれ——の結果
である……(これに対して)いく分高く課税してもさしつかえなからう。」⁴⁴⁾また、
ハバカクのばあいは、この作付規定条項の実効性に対して、消極的な評価
をしている。「作付けに関する契約事項……の主要な目的は、最先端をゆく技
術の採用を保証することにあるのではなく、……借地農が『この州のふつうの
農法にしたがって』耕作することを保証することにあつた……(農業が発展す
るにしたがって)伝統的農法を維持するために案出されたいろいろな事項が、
しだいに除外されていった……」(傍点—引用者)⁴⁵⁾。地主の側からすれば、積極
的に新農法を採るよう先導するというよりむしろ、旧来の農法を維持するよ
うにと定めてひとえに「土地をそこなわない」ように努めたのである。(すな
わち、地味の再生産の保証)事実、第5項の内容は、四輪作ではあるが、そこ
には根菜類が欠如しており、また休閑地がいまだ挿入されており、いわゆる新農
法=ノーフォーク農法よりも決定的に守旧的なものである⁴⁶⁾。だから、新農法と
いうものが「土地をそこなわない」ものとして実際に借地農によって遂行され
ていったばあいは、旧来の作付規定条項は、しだいに借地契約書から除外され
ていったのである。

44) A. スミス、大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」第4分冊、252ページ。

45) ハバカク、前掲訳書、55ページ。

46) 飯沼前掲書、75ページ参照。cf. Chambers and Mingay, *op. cit.*, p. 56.

とにかく、地主は借地契約によって農業経営に対して具体的に関与するというよりも、まず第一に土地および土地資本の保全をはかることに利害関心を集中していったと言えるのではなかろうか。

以上、地主(土地所有)と農業資本主義とのかかわりを地主(土地所有)の側から見て、二つの利害関心、すなわち「地代の確実な取収」と「土地および土地資本の保全」ということが、独自の利害として存在していたことを確認した。しかも、この二つの利害が、経営資本を十分に所有しており、合理的な農業を遂行しうる *good tenant* を選好⁴⁷⁾して土地を貸し出すことで収斂的に満足されるものであることもほぼ確認しうるのであろう。従って次に、*good tenant* を積極的に導入するために地主の側がどのような方策をとっていったのかということについて見ていきたい。

ロ) 「誘い水」としての農地改良

さきの借地契約についてふれたさいに、地主は新農法採用の先導者ではなかったのではないかと述べたが、ミンゲイも自ら「企業家的な地主は、どの程度典型的で重要なものであったか」と問うて、マーシャル、ヤング、スミスの言葉をひいて、基本的に「大地主は例外はあるとしても重要な改良家 *innovators* ではなかった」⁴⁸⁾としているのである。しかし他方で、ミンゲイは地主の側が「その下で改良農法が発展する条件を確立させた」、「よりよき農法の採用のための有利な環境を創り出した」⁴⁹⁾とも述べているのである。すなわち具体的には、農業用建物の改善・農地の配置替え・荒蕪地・共有地の耕地化・分散した土地の統合整理・保有態様の近代化さらには排水施設や囲込などの農業技術そのものとはひとまず区別されるべき分野、いわば農業改良 *agricultural improvements* と区別される、農地改良 *land improvements* において積極的な作用をなしたというのである。

地主は、農地改良あるいは恒久的改良に対してどれほどの出資をしたかにつ

47) cf. Chambers and Mingay, *ibid.*, p. 93.

48) G. E. Mingay, *Landed Society.*, p. 165.

49) G. E. Mingay, *ibid.*, p. 171.

いて、ミンゲイは次のような数字をだしている。少ないところでは、キングストン公のノッチングムシャーの所領のばあいでは、総地代額の1~5%、平均的にはベッドフォード公などのばあいの8%程度⁵⁰⁾。また、とりわけ進取的なクックのホークームの所領について研究したパーカーは、そこでは総地代額の11~21%も改良出資がなされたとしている⁵¹⁾。このような改良出資をなぜ地主は行なったのか。これまでの行論から明らかであろう。good tenantの導入のためである。さきにみたように、とりわけ18世紀前半期の「不況」の過程での、中・小の地主の没落がその裏面として借地経営化の一層の展開を意味し、いわゆるテナント不足 shortage of tenants をきたしたのであって、「実際、良い借地農を取り引きする市場が成立するほどであり、農地改良は、「そのさい競い合って借地農を求める地主たちが提供した誘い水 inducements」⁵²⁾としての意味をなしていたのである。「テナントをひきつけてとどめておく attracting and keeping tenants」ための「エサ bait」⁵³⁾としての意義を、恒久的な農地改良はもっていたのである。

ここで、再び地主・差配人・借地農との間で交わされた書簡をとりあげて、地主による改良のあり方について見てみよう。

「私は、あなたおよび Lord Petre よりなされた提案を考慮いたしました。閣下のブルーハウス農場にテナントとして入るための私の条件を提示することをお許し下さい。私は同農場に、年間150ポンドを投じます。また Kinges Taxes については、他のテナントと同様に。家屋や納屋をテナントしうるよう修繕していただきたい。ドーズゲイト・レインにまで、荷車道 a Cart Road をひいていただきたい。これら私のかたく守ります条件は、他のいかなる者が提案するものよりも、閣下にとっておそらく有利なものでありましょう。すべてはあなたの御返事次第です。(1781年、Lord Petre の差配人からテナントするようとの依頼に対する農業者 William Squi-

50) cf. G. E. Mingay, *ibid.*, p. 178.

51) R. A. Parker, "Coke of Norfolk and the Agricultural Revolution," in *Eco. H. R.*, 2nd ser., vol. VIII, 1956, p. 164.

52) H. J. Habakkuk, *op. cit.*, p. 14, 前掲訳書, 39ページ。

53) G. E. Mingay, *Landed Society.*, p. 178.

re の返事)⁵⁴⁾

「この農場は、なくなられた伯爵によって現在のテナントに、(地主の側が) 穀倉をつくり、全体を使えるような状態にしておくという約束のもとで貸し出されたものであります。これらすべての(約束は)無視されたままでございます。その男(=テナント)は、私にもし約束が遂行されないのなら、農場をこれ以上やっていくつもりはないと言っております。そういうことですので、あんなに大きな農場が手元にもどってしまうことを避けるために、けっして不当な要求ではない彼の要求するところを行なってやらねばと考えております。当地および近辺の地では、あのような農場を保有しうる農業者は極めて少のうございます。あの男は、地代をよく支払っておりますし私の希望といたしましては、彼にひきつづき *good tenant* であってもらいたいと存じております。(1748年、364 エーカーで、年地代 342 ポンドのサフロン・ウェアールデンにあるオードリ・エンド所領の農場の差配人からその地主宛)。⁵⁵⁾

これらの事例からも、家屋・納屋の修善、穀倉の建設、荷車道の敷設といった改良について、地主が当然行なうべきものであったということ、しかもその改良が *good tenant* のひきつけ策としてあったということがうかがわれるのである。

農業経営の資本主義的発展に対して、地主・土地所有の側からどのような反作用がなされたのかというこれまでの展開をここでまとめておこう。まず第1に、地主にとって「地代の確実な収取」と「土地および土地資本の保全」という2点が、土地所有者としての独自の基本的利害であったということ⁵⁶⁾。第2に、その「地代收取」と「土地保全」とは、*good tenant* を自らの土地に勧誘することによって同時に満足され、その勧誘策・「誘い水」として、借地農業者による農業経営の改良とは区別されて所領経営 *estate management*⁵⁷⁾ の改

54) G. E. Mingay, "The Size of Farms..." p. 474.

55) C. E. Mingay, *ibid.*, p. 475.

56) 土地所有の利害が、その果実としての地代の収取のみならず元木(ストック)としての土地および土地資本の保全に対しても強くかかわっていた点は重要である。土地(所有)をストックとしてみることに、さらに土地所有者が19世紀末にあのケインズが批判した金利生活者へと転身したこと、これらについては米川伸一「経営史学の成立と課題」(筑摩経済学全集11『西洋経済史』別冊、1968)を参照。

良とでもよぶべきものが独自に存在していたということ。最後に、地主は独自の利害(土地所有の土地所有としての利害)を貫徹しようとし、そのことのために積極的に自らの所領に資本主義的経営をとりこむべく独自の改良を行ない、大経営の創出・成長を促して、結果として農業の資本主義的發展に加速的な役割を果たしたということ。これらのことが、わずかの史料からの展開ではあるが、言えるのではなからうか。

お わ り に

イギリスにおける大土地所有はいかにして形成され発展したのか。その大土地所有は農業経営の資本主義化とどうかかわっていたのか。従米は、農業資本主義のきわめて順調な発展と土地所有の資本への従属が強調されてきた。従って、土地所有(者階級)については、その独自の形成史、独自の利害のあり方について検討されることがなかったのではなからうか。コスミンスキーの「憲制史家は描き出したが、経済史家たちは、通常この階級を無視している」⁵⁷⁾という批判は、わが国においても当てはまる。まさに「独立の土地所有論」(マルクス)が展開されなければならない。

57) 所領経営において重要な役割をはたした差配人については次のものを参照。cf. G. E. Mingay, "The Eighteenth Century Land Steward," in E. L. Jones & G. E. Mingay, (ed.), *Land Labour and Population in the Industrial Revolution*, 1967.

58) E. A. Kosminsky, "Services and Money Rents in the Thirteenth Century," in *Eco. H. R.*, vol. V, No. 2, 1935, p. 44, 秦玄章訳「イギリス封建地代の展開」58ページ。